

近世中後期の二十二社と朝廷——北野社を素材として——

石津 裕之

はじめに

近世神社・神職に関する研究史上の画期として、天皇・朝廷を近世国家に如何に位置づけるかが議論されるようになつた段階を指定することに大方の異論はなかろう。この動きの中で高埜利彦氏は、近世国家における神社・神職の編成を諸社爾宜神主法度に注目しつつ論じ、同法度が吉田家による中小の神社・神職編成の「梃子」となつたこと、但しそれは二十二社を始めとする大社を例外としていたこと、近世中後期には白川家といつた他の神社伝奏が台頭してきたことなどを指摘した。⁽¹⁾その後、主に吉田家を素材として、かような編成が地方において如何に浸透していくかについて、詳細な研究が続いた。⁽²⁾

これに対し、二十二社については、間瀬久美子・高埜利彦・井上智勝の各氏による論及が注目される。間瀬氏は、二十二社の

内で上七社の社家出身の非蔵人・非参議公卿の存在をして「朝廷勢力を形成する重要な構成員」と把握するとともに、「炎旱・地震等の災害除去の祈祷を石清水・伊勢等七社七寺」で行うといった「神社の機能としての祈祷」に注目して、近世の神社と天皇・朝廷の関係を考察している。⁽³⁾高埜氏は、近世の朝廷祭祀の一つとして二十二社による神事を位置づけた上で、かつては二十二社で行われていた朝廷祭祀が、幕末の最も「朝廷復古」の状態でも九社に限られていることを踏まえて、近世の二十二社制度を「幕藩体制に合わせて改編された」とものと評価している。⁽⁴⁾井上氏は、国家祭祀対象社（江戸幕府や朝廷という国家公權の構成体から国家規模の招福攘災を命じられる神社）二十二社十地方大社の社家を対象として、氏と家筋、補任、位階という側面から、身分関係、昇進過程、身分的願望と葛藤を検討するとともに、「国家祭祀」と

いう視点からその坦い手の一つとして二十二社を分析している。⁽⁶⁾

このように先行研究は、二十二社の国家的位置づけと、社家の存在形態を解明してきたといえよう。

しかし、従来の把握においては、二十二社の各神社・神職が、

朝廷に対して如何に自身を打ち出していたかという視点からの研究は殆どないように思われる。かかる問題の背景には、二十二社が「朝廷勢力」の一員であるからこそ、朝廷とのそれらの関係は自明視され、論点とされづらかったということがあると思われる。だが、二十二社と朝廷の関係は、あくまで神社・神職側が自らの意図で構築するという側面もあつたと考えられ、神社・神職側が如何に朝廷との関係を結ぼうとしていたかを検討することは、二十二社の具体像の解明を進めるばかりでなく、幕末に行われる二十二社での朝廷祭祀を評価する上で重要な前提といえよう。

また、この検討を行う際には、以下の二点に注意すべきと考える。まず朝廷と二十二社の関係を考える上で、「朝廷・公家とのつながり」⁽⁷⁾をもたらす媒介としての神社伝奏（以下、伝奏）に注目する。伝奏という媒介者を含めて考察することで、より重層的な関係論を構築することが可能であろう。但し、二十二社と朝廷の関係を取り持つ存在は必ずしも一者とは限らず、伝奏以外の媒介者を想定しておくことが必要である。次に二十二社の個性の問題である。上述したように社家の存在形態については、各社を越えて存在する共通性が照射されているが、朝廷との親疎・由緒や社

格（上七社・中七社・下八社）といった面での差が存在していたのであり、二十二社と朝廷の関係を論じる上では、安易に二十二社一般ではなく、丁寧に各社での実態を検討していくことが求められる。

以上の問題意識を踏まえ、本稿では、二十二社が如何に朝廷との関係の中で自身を位置づけようとしていたかを、伝奏を始めとする媒介者に注意しながら、個別社に即して考察することを課題とする。また、高埜氏のいう幕末の最も「朝廷復古」の状態を念頭に置きつつ、その前提となる近世中後期を対象時期とし、その実態解明を重視することとした。

そして、検討対象とする二十二社は、北野天満宮（以下、北野社）とする。同社は菅原道真を祭神とする下八社の一つである。以下、近世北野社の内部組織について、先行研究に基づいて提示しておきたい。内部組織構成員は、主に祠官・宮仕・目代・神人の四者から成る。祠官は、神事を運営した主体であり、松梅院・徳勝院・妙藏院の三家が近世を通じて存続した。宮仕は、約三十家から成る集団で、祠官の下で雜事を担うとともに番を組んで神前に詰めた。目代は、後述する曼殊院が北野社の置いた事務職の者で、一家が曼殊院と他の構成員の取次を担つた。神人は、門前の西京地域に居住する者で、年数回の神供調進を行つた。なお、祠官・宮仕・目代が世襲形態を取りながらも僧体であつた一方、神人は俗体であつた。

まずは、近世中後期に北野社と朝廷の関係を取り持った媒介者が如何なる者であったかを確認することから始めよう。

第一章 近世中後期における媒介者——曼殊院と菅原氏——

第一節 「伝奏」とされる曼殊院

はじめに京都町奉行所の先例・慣行が纏められた「京都御役所向大概覚書」に注目したい。同史料は、享保二～三年の編纂と推定されるもので、項目ごとに分けて記されているが、その一つである「寺社伝奏之事」という項目には、次のようにある。⁽⁹⁾

広橋

石清水 知恩寺 本國寺 清水成就院

白川

松尾 稲荷 大原野 広田_{西宮} 紀伊日御前

(中略)

妙法院

蓮花王院 大仏殿 新日吉 播磨清水寺 肥後神護寺

(中略)

(曼殊院)
竹内

北野社 摂州上宮天神宮 播州曾根天神 同大鹽天神

同鎔萬津天神

(後略)

当該項目は各「寺社伝奏」とそれが担当する寺社が列記されたもので、前半に公家、後半に門跡が記されており、傍線部から北

野社の「伝奏」が「竹内」＝曼殊院とされていることが分かる。但し、あくまでこれは町奉行所による認識に過ぎず、何を以て「伝奏」としているかは不明瞭である点にも注意することが必要であり、曼殊院が伝奏として如何に北野社に関与していたかについて、実態を検討することが求められる。とはいっても、曼殊院は、伝奏としての立場以外からも北野社に関与する存在であった。その点をまずは確認しておこう。

曼殊院は、親王・宮が門主となる宮門跡の一つであり、門主の元には坊官・諸大夫がいた。⁽¹⁰⁾ そして、別当という立場から北野社の諸事を監督した。その具体的な内容の一端を示すのが、寛政元年（一七八九）に寺社奉行所に宛てて祠官・宮仕から提出された「社格」に関する口上書の一部である。⁽¹¹⁾

御尋ニ付口上書

北野祠官中

無本寺

松梅院

天台宗

妙藏院

徳勝院

一御寺務所曼殊院御門跡三而社式之儀御支配⁽¹⁾、官位執奏被

成下候事、(中略)

一神職ニ附候節者、寺務所右御補任被成下候事⁽²⁾、(中略)

宮仕中

無本寺 四拾九坊

天台宗

當時兼帶申候ニ付三拾壹坊

一宮仕中儀聖廟御在世隨從仕候十川讚岐介・同菅原能福与申者忤四人、天曆年中北野ニ御鎮座之節、禁庭る被召出神職ニ被仰付、歴代神役相勤、妻帶三而他家横入不仕、児立二

而五才る出勤仕候節、寺務所る御補任被成下候事^③、

一御寺務曼殊院御門跡ニ而社式之儀御支配^④并一社之輩官位

執奏被成候事、(後略)

傍線部①・④からは、曼殊院が「御寺務所」ないし「御寺務」とされ、「社式之儀」を「支配」していることが指摘できる。また、その「支配」の一つこそが、傍線部②・③に見える祠官・宮仕の補任であると考えられる。そもそも曼殊院と北野社の関係は、寛弘元年(一〇〇四)に延暦寺西塔の是算が菅原氏の出身という理由から北野社別当職に補任されたことに始まり、近世においても別当という立場から、かかる支配を行つていたと考えられる。

第二節 朝廷との交渉における曼殊院

前節で明らかにしたように、「御寺務」として北野社に臨んでいた曼殊院であるが、朝廷との交渉においては、伝奏として如何なる動きを見せていたのであろうか。ここでは、次の二つの局面に注目し、分析を試みたい。

①正遷宮の日時伝達

寛文九年(一六六九)正月、正遷宮の準備が進む中、宮仕は次

のように書き留めている。⁽¹³⁾

一同日、目代友世ヨリ一両人参ラレ候様ニト申来ル故、則能通（～官）・能拝（仕）・能諷行（～）、友世云、仰渡ノ事有之トテ則状ミセ被申、千種刑部卿（曼殊院坊官）・百々市丞ヨリ目代ヘ來ル書状ヲ三人ニ

ミせ被申也、書中ノ趣、

一北野遷宮之儀、職事る申来候者、來一月四日ニ可有之

旨御内意三候間、社中江右之通内証可可被申入候、(後略)

これによれば、朝廷内で決定された正遷宮の日時が、職事→曼殊院坊官→目代→宮仕へと伝達されたことが分かる。この他、近世において北野社の正遷宮は、慶長十二年、元禄十四年、元文二年、明和七年、文化九年、嘉永五年に挙行されているが、少なくとも慶長十二年・文化九年・嘉永五年以外は、全て曼殊院を介して正遷宮の日時が朝廷から北野社に伝達されていることが史料から分かる。

②官位執奏の様相

前節で引用した寛政元年の「社格」に関する口上書の内、祠官に関する部分を見ると、「御寺務所曼殊院御門跡ニ而社式之儀御支配、官位執奏被成下候」とあり、曼殊院が祠官の官位を執奏していることを指摘できる。当該箇所からは、執奏の具体相は読み取れないが、安永二年(一七七三)に行われた執奏については、目代による史料から分析が可能であり、確認をしてみたい。⁽¹⁵⁾

安永二年六月八日、当時の松梅院院主であつた禪章は「此度私

義官御願申上度奉存候、尤官之儀中絶仕御座候へ共、旧例有之口宣案所持仕候も御座候ニ付、御願申上候」と認めた願書を目代に提出し、「何卒官願上度宜御執奏被下候様御取繕」を目代に願つた。

ここでの「官」とは、願書とともに提出された旧例に「權大僧都」と書かれていることから、僧官を指すと考えられる。そして、同年七月二十五日には、祠官から目代を通じて執奏を依頼された曼殊院坊官は、次に引用する史料に見える行動を取つている。

一辰刻、(時行)平松殿(曼殊院坊官)へ筑前守参、(平松時行)前中納言殿御対顔被仰渡候

者、先日被為窺候北野祠官中中絶之官、此度申上度願之儀、則殿(近衛内前・閑白)下へ御窺被進候處、久敷中絶之儀難相済儀ニ候得共、前々官位等勅許旧例有之儀申上候様ニ被仰渡、御執奏有之様御内々前中納言殿迄御命之旨、御書付之通御取斗有之候様被仰渡、(後略)

すなわち、平松時行へ坊官から祠官の僧官について伺いがなされ、それを平松が閑白へ伺い、勅許の内意を得て、その旨を平松が坊官へ伝えているのである。その後、七月二十七日には松梅院のみならず徳勝院・妙藏院が共に小折紙を曼殊院へ持参していることから、祠官三家で僧官再興を出願し、曼殊院に執奏を依頼していることが分かる。そして、十月二十日には僧官再興の御札とともに官金の減免願が書かれた口上書が祠官三家から提出されており、彼らの僧官再興が成つたことが判明する。

さて、右の展開からは、祠官の官位執奏を曼殊院が担つたこと

を指摘できるが、より注目されるのは、平松時行によつて執奏の調整が図られていた点である。実はこの動きは、ほぼ同時期に展開した目代幸世の法眼叙任に関する動きでも見られ、平松の存在を検討する前にこの動きを確認しておきたい。

祠官の僧官が再興された約一ヶ月後の安永二年十二月八日、平松の元へ曼殊院坊官が赴き、「目代幸世旧例を以法眼□国名願上」の旨を伝えており、目代から法眼と国名の再興が出願されていることが分かる。そして、その翌日には再び平松と坊官の対話がなされ、それは次のような内容であった。⁽¹⁶⁾

十一日、辰刻、(時行)平松殿(曼殊院坊官)へ中務卿参ル、御対顔之上被仰聞候ハ、此間為伺候北野目代幸世法眼并国名願之義、御内々殿(近衛内前・閑白)下殿へ被為伺候處、此義者、當時事六ヶ敷相成有之候、先達而武辺る尋有之、則【仁門様】御室・嵯峨等へ

被【仰】申達候處、永宣旨を以任叙之旨被仰立候【処】ニ付、其趣武辺へ被申遣候處、先【其通ニ】其向ニ相成有之、國名之義【一同】猥り被免候ニ付、一同ニ武辺る被差留候、此義も御室・嵯峨る被仰立有之候、段々御催促有之候へ共、有無之義武辺る返答不申來候、右之趣ニ候故、ケ様之義出候而ハ甚六ヶ敷義ニ候、且國名之義者一向不相成義ニ候、殊更其御室ニ永宣旨も無之候へハ、武辺る被押候時申開キ難成義ニ被存候、一向筋合能勅裁ニ被相願候へハ無滯可相濟哉と被存候、閑白殿ニも左様ニ被存候、國名等之義如元

ニ被免候様ニ可相成候哉何連共、不相知候へ共、武辺之手間入候趣無覚束候由、勅裁之義被相願候ハヽ、ケ様之義ニ而可宜候由、願書・勘例書等御差図之由熟覽候得之由ニ而被仰渡、（後略）

やや文意の取りづらい箇所もあるが、要約すれば次のようにならう。すなわち、閑白の意向を聞いた平松は、「法眼并国名」は現在実現しがたいとした。というのも、幕府が国名叙任を停止したところ、仁和寺・大覺寺両門跡が、永宣旨を以て自らが叙任してきた経緯を訴えたという状況があり、ましてや永宣旨を持たない曼殊院から目代の叙任をするのは、幕府への申し開きが立たない。そこで勅任にすれば、滞りなく済む、と。

右の史料を理解する上では、次の二点に言及する必要がある。

第一に幕府による国名¹⁷⁾受領叙任の停止である。これについては山口和夫氏の専論¹⁸⁾があり、氏によれば、明和三年（一七六六）、勅許を得ずに勝手に受領を名乗る職人に対して、代替わりごとの勅許の制度化を企図した朝廷は、幕府に掛け合い、全国触として勅許のない継目受領を禁じる法令を出させた。ところが、これは広義の朝廷を構成する諸公家・諸門跡独自の「呼名」授与が否定されることをも意味し、これに対して、永宣旨によつて独自に受領を与えてきた仁和寺・大覺寺・勸修寺の三門跡は、明和四年に從来の叙任権の安堵を目指し、武家伝奏に交渉した。その結果、永宣旨が主張の根拠であることから、幕府はこの要請を受諾し、明

和九年には三門跡を例外化する旨の触を江戸に流し、安永三年三月にいたつて京都・大坂でも同様の内容が触れられた。この氏の記述を踏まえると、平松による目代の「国名」叙任に関する記述が見られる安永二年十二月時点では、既に江戸では触があつたものの、京都ではまだ触が出ておらず、未だ「国名」については慎重とならざるをえない状況であつたと考えられる。

第二に曼殊院が持つていないという永宣旨についてである。これについては、近世の僧位僧官について検討した高埜利彦氏の成果¹⁹⁾が参考になる。氏は、元文四年（一七三九）に武家伝奏が行つた門跡による僧位僧官叙任の調査において、曼殊院は「北野社別当職可有御管領之旨綸旨」のみを持つていたことに触れている。

ここからは、仁和寺以下の三門跡が有していた国名叙任を認可する性質の永宣旨を、少なくとも元文四年時点では有しているなかつたことが分かる。あくまで平松の認識であるとともに、元文四年と安永二年の時間差を慎重に考える必要があるが、高埜氏の言及を踏まえ、安永二年時点でも曼殊院が国名叙任を認める永宣旨を有していなかつた可能性をひとまず指摘しておきたい。

かかる当時の国名叙任に関する政治情勢から、勅任を願うべきという方針になつた目代の出願であるが、その後、法眼叙任のみが申請されることとなつた。そして、安永二年十二月十九日に目代は曼殊院に呼び出され、法眼宣下の礼の期日を申し渡されていく。²⁰⁾このように当該時期における目代の法眼叙任は、勅任として

再興したのである。

さて、祠官・目代の官位執奏を見てきた訳だが、これらに共通して表れる平松時行について考える上で注目されるのは、次の動きである。安永二年十二月十五日、松梅院・徳勝院・妙藏院が曼殊院の里坊を訪れ、目代が「此度旧例を以法眼中申上候處、被及御沙汰勅裁ニ可相成御沙汰」であるという事情を曼殊院坊官に伺つた。祠官は、坊官に對して「勅裁ニ相成候へハ、振合相替候義故、夫々之振合も相乱レ候様ニ成候而者歎ケ敷奉存候」と訴えており、目代の勅許によつて、内部組織構成員の「振合」が乱れることを祠官が警戒していることが分かる。そして、この警戒への対応が見て取れるのが、次に引用する同月十六・十七日の目代による記述である。⁽²⁰⁾

十六日、（中略）平松殿（時行
曼殊院坊官）へ筑前守参、（中略）中納言殿（平松時行
曼殊院）被仰聞候ハ、目代法眼願之義ニ付、祠官中（曼殊院）る御室（曼殊院）へ申參候義有之哉御尋ニ付、昨日參候趣申入候處、其儀ニ付、閔（近衛内前・閔白）白殿江茂妙藏院參、内々ニ而御歎キ申入候趣ニ候得共、畢竟同位同官之義者、高下共ニ有之院家・承仕□（迄カ）茂同位ニ有之者ニ候、格式別レ有之候へハ、夫々之筋合相立事ニ候、今一応坊官・諸大夫共る其訛為承聞可然候、（中略）

十七日、（中略）松梅院へ兩人申聞趣、此度幸世法眼申上勅裁ニ御願御座候、右之義ニ付、此間祠官中（人カ）る被申□候趣、則御世話人へ申入候處、畢竟同位ニ而も格式違有之筋□院家・承

仕ニ至迄同事之事ニ候、（中略）此度勅裁御願之義者、時節無

拠筋合故御願之義ニ候、夫故及伺御世話人御了簡ニ茂難被及

故、閔白様へ御伺之処、勅裁御願可然御沙汰ニ而、則小折紙・

御願書等急々被差出候様御内意ニ付、早速被差出、夫故祠官

中へ被仰聞候間も無之筋ニ候、（後略）

ここからは、十六日に平松と曼殊院坊官が対談し、平松は「格式」が違う以上、「夫々之筋合相立」との認識を示し、それを十七日に坊官が祠官に申し渡したということが分かる。ここで注目すべきなのは、十六日の動きや勅裁になつた経緯を説明した傍線部といつた文脈上、平松が「御世話人」と表記されている点である。すなわち、少なくとも坊官・目代から「御世話人」と認識される立場から、平松は祠官・目代の官位執奏について、その調整を担つたのであつた。

この「御世話人」については、次章で詳細に検討することとするが、本節での分析から明らかなるように、曼殊院は朝廷からの伝達を担うとともに、平松の調整を介したものではあるが、官位執奏を行う主体であつたという意味で、北野社の伝奏として存在していた。しかし、実は曼殊院以外にも朝廷—北野社の媒介者は存在した。節を改めて見ておきたい。

第三節 菅原氏の存在

正徳四年、靈元院から北野社に対して硯文台が寄進された。注目すべきは、その取次を行つた人物である。目代によつて記され

た次の史料を見てみよう。⁽²¹⁾

一正徳四年甲午十一月三日ニ五条少納言為範卿御出ニ而、從法^(靈元院)皇様御奉納可被遊との御事、則為範卿御承ニ付御出被成候間、此日目代幸世他出仕、則四日ニ五条様へ參上いたし、委細承申候、十一日比ニハ御奉納可被遊候、尤一社中へ被仰付候との御事也、

同五日、五条様雜^(掌)所富田織部御使者ニ而被仰下候趣、此間五条様被仰候法皇様を御奉納物、来ル七日ニ一社中五条宅

へ御請ニ参候へ、神前へ奉納ハ十一日と被仰出候間、左様ニ心得申候様ニとの御事也、(後略)

これによれば、五条為範が北野社に対して交渉を行い、また奉納物の引き渡しまで担っていたことが分かる。また、この奉納との因果関係は確定しがたいものの、神前に奉納がなされた同年十一月十一日からわずか四日後には、宮仕による寄合の場で「菅家公家衆へ明年元年始相勤可申」⁽²²⁾との衆評が行われており、五条を含んだ菅原氏（高辻、五条、唐橋、東坊城、清岡、桑原）に対して新たに年頭御礼をすることが取り決められている。

いうまでもなく菅原氏は、北野社の祭神菅原道真の一族であり、史料的な裏付けはできないものの、右の奉納の取次を担つたことも、かかる関係性が背景にあると考えられる。またその点は、北野社側でも認識されていたようであり、それは、元禄五年（一六九二）に高辻家が類火した際、見舞に行つた宮仕が「如此高辻殿

へ見舞遣ス所存ハ菅家之神本也、又ハ重而用事も有之時之ため⁽²³⁾としていることから窺える。このように限られた事例からではあるが、菅原氏も北野社と朝廷の媒介者としての性格を有していたといえる。

以上、本章における検討の結果、曼殊院と菅原氏を媒介者として捉えうることが示せたと思う。次章では、前者の実態をより正確に把握するため、既に触れた「御世話人」に注目し、その構造を明らかにしたい。

第二章 曼殊院と「御世話人」—伝奏としての曼殊院の実態—

第一節 「御世話人」の構造—「御肝煎」との関連から—

前章で触れた「御世話人」を考える上で、まず触れたいのは、次の史料である。⁽²⁴⁾

御寺務曼殊院宮_{御寿六歳}号俊宮

中御門院御養子_{御母}左衛門佐局

実閑院宮彈正尹直仁親王ノ二宮

御肝入 五辻正三位宮内卿広仲卿

坊官 千種宮内卿／塩小路民部卿

諸太夫西池下野守

当社神事奉行 松梅院禪深法印

諸祠官 德勝院禪哲法印 同中將禪智法橋 妙藏院禪

住法橋 (後略)

これは、元文二年の正遷宮に關して目代によつて作成された冊

子の冒頭部分であり、当時の北野社関係者が列記されていることが分かる。注目されるのは、傍線部にあるように「御肝入」として五辻広仲が書かれている点であり、また、書式から判断して曼殊院門主である俊宮に付隨する「御肝入」と理解できることである。このような「御肝入」、或いは「御肝煎」と門主・宮の関係から思い起されるのは、村和明氏が指摘する「女院、准后、生後まもない宮などに付けられた「肝煎」「御世話卿」⁽²⁵⁾」の存在である。

そこで以下では、北野社から一旦離れ、村氏の指摘を踏まえつつ、朝廷社会における「肝煎」・「御肝煎」と「御世話卿」・「御世話人」（史料上、単に「御世話」とも）の構造について検討してみたい。⁽²⁶⁾ 主として用いるのは、武家伝奏広橋兼胤による御用日記である。まず触れたいのは、宝暦二年八月十二日条に見える次のような記載である。

一 摂政 殿被命、依有思召 喜久宮^(後ノ尊貴人道親王)被遊御取返候段、
御肝煎五辻^(盛仲)三位江申渡、此趣喜久宮江五辻可申入可申渡、
且 兵 部 卿 宮^(伏見宮貞建親王・喜久宮父)江ハ為心得摂政^(公文・議奉)ら被仰入之由可申含、
且五辻三位是迄之通御肝煎可相勤候、姉小路大納言儀御
由緒有之間、御世話を被申候様被仰出候段可申渡之由也、
五辻・姉小路伺候之【段】間、右之趣申渡、御請也、（後略）
これは、当時一乗院に門主として入室していた喜久宮を、青蓮院へ移動させて同院を相続させる際の動きに関する記述である。注目されるのは、五辻盛仲が喜久宮の「御肝煎」とそれでいるこ

と、当時議奏であった姉小路公文が喜久宮の「御世話」をするよう兼胤から命じられている点である。また、ここからは、特定の宮に対し「御肝煎」と「御世話」が併存している様子も指摘できる。

次に検討したいのは、同年九月十六日条の記載である。

一 摂政 殿被命、良^(後ノ尊貴人道親王)宮^(賴親王・良宮父)一乗院相続之儀被仰出、尤寺

格是迄之通、當時之儀故御養子之儀ハ御成長之上之御沙汰

之由、以葉室中^(賴親王・良宮父)納言、京極^(家親王・良宮父)宮江被仰出、（中略）

一 依招參京極宮、被示聞云、良宮御相続之上、御養子迄ハ御肝煎も無之事故、兼胤申御世話候様御頼之由、（中略）予申云、當役之儀甚難済有之候間、別ニ御世話人一人被定置候

上、内談之儀ハ何分可承之由申入了、

既に述べたように、一乗院は喜久宮が移転したことで無住となることが決定したため、代わって同院を相続することになったのが良宮であった。右はそれに関する記述なのであるが、傍線部に見える「御養子」になるまでは「御肝煎」がないとの記述が注目される。これは、良宮が天皇の御養子になる以前には、「御肝煎」が付かないことを意味していると考えられる。また、その事情のために、兼胤が「御世話」をするように良宮の父である京極宮から依頼されていることも史料から分かる。ここからは、宮といえども、天皇の御養子になるまでは「御肝煎」が付かないという原則があつたことが窺えよう。実際、先に見た喜久宮は既に延享三

年に桜町御養子となつてゐるのに対して、良宮は宝暦二年から七年後の同九年に至つて桃園御養子となつており、前者には「御肝煎」の五辻盛仲が付されていたことから、原則と実態の対応を指摘することができる。一方、「御世話」については、御養子となる以前から付されることも可能であつたことが窺える。

このように断片的な史料の分析からではあるが、①天皇の御養子となることが「御肝煎」の付けられる一つの契機であつたこと、②「御世話」は御養子となる以前から付けられていたこと、が判明した。また、就任者については、儲君の「肝煎」は「主に武家伝奏・議奏の兼任」⁽²⁸⁾であったとの村氏の指摘とも通じるが、武家伝奏・議奏の職にある者と、それ以外の者に整理できる。なお、「御肝煎」と「御世話」の両役職の実務面での違いについては、既に引用した宝暦二年八月十二日条から、「御肝煎」が自身の付された宮へ摂政・武家伝奏の命令を伝達する役割を果たしていたことが指摘できるものの、他の事例も含めて「御世話」との明確な違いは史料上明らかではなく、今後の課題としたい。

第二節 北野社における「御肝煎」・「御世話人」

本節では、右で検討した朝廷社会における「御肝煎」と「御世話」の構造を、北野社・曼殊院の事例と照らし合わせてみたい。⁽²⁹⁾

まず前節冒頭で引用した元文二年の目代作成の記録に見える「御

肝入」の五辻広仲について。引用史料に見えるように、曼殊院門主俊宮は、享保二十年時点では中御門養子となつており、御養子に

なるという「御肝煎」が付く条件には該当していよう。但し、あくまで前節で検討したのは、宝暦二年時点での原則であり、元文二年段階の状況を宝暦二年時点での原則を以て遡及的に理解することは避けるべきと考えるため、ここでは条件との対応を指摘するに留めたい。

次に第一章第二節で言及した安永二年の官位執奏に関わった「御世話人」の平松時行について。はじめに触れねばならないのは、当該時期の曼殊院門主方宮が複雑な状況にあつたことである。方宮は、宝暦十年に生まれ、同十二年に曼殊院を相続したが、約十年後の安永元年七月二十三日には、輪王寺宮附弟となることが決定する。そして、同年十一月二十七日には、輪王寺宮附弟となることと運動して、親王宣下が行われるとともに桃園御養子となる。その後、安永二年十月には毘沙門堂に入ることとなる。

こうした動きの中で注目されるのは、安永元年八月二十七日に廣橋兼胤が記した次のようない記述である。⁽³¹⁾

一曼殊院室無住中平松前^(時行)中納言以兩御所之思召被仰出候由、

平松被届了、

年来^(広橋兼胤)予申御世話候處、方宮御移転ニ付、予茂其離御

世話ニ付、平松へ被付、予不申御断不被免、自然ニ離御

世話候故也

これによれば、①広橋兼胤が従来方宮の「御世話」をしていてが、「御移転」＝輪王寺宮への移動のため、広橋が「離御世話」と

いうこととなつたこと、⁽³²⁾ ②平松時行が、門主無住中の「以両御所之思召」を曼殊院に伝達する役割を命じられたこと、が分かる。

ここで重要なのは、平松が命じられた伝達という役割である。といふのも、「御世話」を務めてきた広橋に代わって命じられていることから考えて、史料には明記されていないものの、ここでの平松の役割は「御世話」が行う実務を期待されていると考えられるからである。また、方宮の輪王寺宮附弟が決定し、曼殊院門主でなくなつた時点で、論理的には方宮に付属する「御世話」は曼殊院と関係がなくなるはずだが、右の史料に明らかのように、「無住中」であつても平松が朝廷社会と曼殊院の間に介在するのであり、第一章第二節で検討した官位執奏の調整をする「御世話人」平松は、こうした文脈で理解できると考える。⁽³³⁾

このように「御世話人」としての平松を捉えることができる訳だが、これ以降の時期はどうであろうか。一例として享和四年（一八〇四）の日代日記冒頭に見える北野社関係者の一覧を見てみよ

う。⁽³⁴⁾

御寺務^(曼殊院)宮無住 御世話人 風早^(実秋、議奏)少 将殿
広 橋^(伊光、武家伝奏)殿去冬に伝奏御役
ニ付替ル、

これによると、曼殊院門主が「無住」であるにも拘わらず、「御世話人」が存在していることが分かる。安永元年に平松時行が「無住中」であつても朝廷社会と曼殊院の連絡役を務めていたように、

この享和四年時点でも無住でありながら「御世話人」がつけられていたと理解できよう。⁽³⁵⁾

このように「御世話人」や「御肝煎」は、曼殊院門主＝宮に付けられた存在であった。しかし、こうした役職は、あくまで曼殊院に関係する者であつて、北野社との関係については別の角度からの検討を要するように思われる。第一章第二節で見た官位執奏に關わる「御世話人」＝平松時行の事例を相対化する意味でも、「御世話人」・「御肝煎」と北野社の関係を、官位執奏の局面以外にも対象を広げ、次節で分析することしよう。

第三節 「御世話人」・「御肝煎」と北野社

まず検討したいのは、元文二年の正遷宮に關わる北野社構成員の出願である。宮仕が作成した遷宮に關する記録の元文二年閏十一月六・十日条には、次のようにある。⁽³⁶⁾

一六日、一乘寺^(曼殊院)へ紹績・能也参、袈裟願書・承仕役之義願書持參ス、

乍恐奉願口上書

一此間茂以書付追訴仕候、宮仕中蘗次廿人之者白五条袈裟着用仕度旨奉願候、殊ニ申上候者、正遷宮茂近々ニ催有之候得者社中外様立会晴ケ間敷義世上取繕等事、亦者乍憚御社役ニ相隨候外見旁何とぞ御許容被下候ハ、難有可奉存候、（中略）

閏十一月六日 宮仕中 評議 能也

御寺務様御内(曼殊院)
御坊官中
御家老中

乍恐奉願口上書

一正遷宮御鎮座之上、山門僧衆供養法執行之砌、礼盤等取斗候義、宮仕中隨役之者之外末座承仕勤仕勤候義元錄年中ニ被仰出候処、御願申上候得とも日時廻り指問候ニ付、以他僧役義ニ為隨申候、兔角慶長年中・寛文年中之通被為仰付

下候様ニ奉願候、(中略)

閏十一月六日 宮仕中 評議 能也

御寺務様御内 御坊官中

御家老中

(中略)

十日晴、夜ニ入亥目代後見使來、(中略) 即刻能泰宮仕十德ニ而行、

幸内對談、(中略)

玄仲五辻殿へ書付

一承仕役願之事并袈裟願之事、何茂此間御肝煎五辻殿へ書付

出有之、近日御返事可有之候間、先明日為追訴御里坊へ被

參可然旨幸内内意也、

六日条によれば、①宮仕の「中禱次甘人」に対し白五条袈裟の着用を許可してほしい、②正遷宮の際、宮仕中の内で隨役していない末座の承仕が「礼盤等取斗」をするように元禄度の正遷宮で命じられたが、今回は慶長・寛文度と同じく「他僧」を以てこ

の役義を行いたい、という二点を宮仕に曼殊院に願い出たことが分かる。注目されるのは傍線部であり、文脈的に①と②を指す「承仕役願之事并袈裟願之事」に關して、「御肝煎五辻」に書付が提出されているということである。そして、曼殊院との取次を担う目代からの情報であることを踏まえれば、曼殊院を通じて「御肝煎」に書付は提出されたと思われ、曼殊院坊官が「御肝煎」に何らかの指示を求めたと考えられよう。

さらに当該時期には、徳勝院も宮仕と同様の動きを見せていた。すなわち、徳勝院は、正遷宮の実施を理由として「木蘭色」の装束着用を曼殊院に行つていたが、「御肝煎」がその案件にも関与していることが次の史料から分かる。³⁷⁾

一同日、目代へ紹績行、(中略)

一徳勝院木蘭色願ノ儀、先日比ノ評讐者埒明不申候様ニ相聞へ候処、御肝煎玄仲五辻殿被仰候ハ、願ノ義許容難成筋聴ト不申渡候ハテハ不明白候、畢竟外ノ指構モ無之事ニ候ハ、
願之筋許容可申事ニ候、先於社中何ノ指構モ無之事哉様子

吟味可致事トテ、拙者目代方へモ其段御尋ノ事ニ候、

すなわち、宮仕が目代から聞いた話によれば、「御肝煎五辻」が着用許可の指示を出しているのであり、「御肝煎」が北野社の案件に一定の判断を行つていてことを如実に示している。また、この徳勝院の出願は既に見た宮仕の出願とともに、内容としては、北野社構成員から曼殊院に出願された新規の事案であつたといえよう。

次に、以下に引用する史料⁽³⁸⁾に見える寛政八年に起きた宮仕による博奕一件を検討しよう。

一同常良坊・松園坊参殿、願書差上候、左之通、

一松^官_仕乘坊義、先達而追々御届奉申上候通、^(寛政六年)去々寅正月八日

御武辺江被召捕候上、揚り屋入牢舍被仰付候處、当十九日右松乘坊妻子一統被召出、博奕一件落着被仰渡、松乘坊儀押込被仰付候、右押込御免被仰付候者、早速神前出勤可仕と奉存候、然ル所、宮仕中儀前々る一端入牢致候者、神役相勤候儀不相成古例古記掟ニ御座候、尤宮仕中儀御寺務宮様御憐愍を以大切之神役相勤、禁裏院中御寺務宮様將軍家を奉始高貴之御方々之御祈祷相勤、諸旦家外見等も取繕、神職相続仕罷有候儀ニ御座候處、右松乘坊此併宮仕職ニ差置候而ハ、神慮も恐多、其上神役も軽ク相成、古記等も相立不申、宮仕中騒動仕難渋至極ニ奉存候、殊更一社一統ニ不外分ニ奉存候間、松乘坊儀神職役席衆放當所退身被仰付被下候様奉願上候、御憐愍を以乍恐前文之趣被為聞食分、願之通被仰付被下候ハヽ、宮仕中一統難有仕合可奉存候、以上、

寛政八辰十月廿一日 宮仕中 評議 常良坊印

同 松園坊印

(曼殊院) 様御内 坊官御衆中

諸大夫御衆中 (中略)

右書付差上候処、山本筑前守殿御落手、迫而御沙汰可被為有、
目代を以被仰渡候也、右不被輕事故、御世話人広橋殿江
(曼殊院坊官 伊光議奏)

御窺為有趣被仰聞候事、但筑前守殿御内意有之略ス、

曼殊院に対し提出された願書からは、①松乘坊という宮仕が博奕の罪で捕まり押込を申し渡された、②押込が許された後は、松乘坊は神前での奉仕に再び加わりたいとしている、③しかし、一旦「入牢」した者は出勤することはできないという宮仕中の「古例」があり、もし松乘坊を宮仕職に付かせれば「宮仕中騒動仕難渋至極」であるため、宮仕としては、曼殊院から「松乘坊儀神職役席衆放當所退身」を命じてほしい、といった状況が読み取れる。そして、傍線部によれば、曼殊院坊官が「御世話人」である広橋伊光に当該案件について「御窺」をしていることが分かり、宮仕の出願に関して「御世話人」の判断が仰がれているといえよう。注目すべきなのは、当該案件が「御世話人」に相談された理由として、「不被輕事故」とあることであり、ここからは、重要事案であるがゆえに、出願に対して「御世話人」の判断を要したことが指摘できるのである。

以上のように「御世話人」・「御肝煎」が北野社の案件に如何に関わるかを検討した結果、新規・重要事案について曼殊院坊官が「御世話人」・「御肝煎」に相談していることが指摘できる。但し、史料全体からみれば、「御世話人」・「御肝煎」の介在する事例はそれほど多くなく、通常は曼殊院が「御寺務」として北野社の諸事

を処理したと思われ、あくまで右の性格を有する事案のみ、「御世話人」・「御肝煎」が対応したものと考えられる。⁽³⁹⁾

この関与方法を改めて伝奏としての曼殊院と関連づけるならば、第一章第二節で見た安永二年の祠官・目代の僧位僧官も、再興されたものではあるが、執奏時点では新規の事案としての性格を有しており、そうした背景から平松時行に曼殊院坊官は相談をしたものと捉えられる。また、こうした朝廷向きの事案について「御世話人」が介在していたことは、曼殊院の伝奏としての立場を「御世話人」が実務面で補助していたと評価できる。その意味において、北野社と朝廷を繋ぐ回路は、実態としては、伝奏である曼殊院とともに「御世話人」を含み込んだ構造になっていたといえよう。

第三章 北野社と朝廷の関係—享和二年九百年御忌に注目して—

第一節 元禄十五年八百御忌の実施過程

本章では、前章まで見てきた北野社と朝廷との媒介者の存在を踏まえつつ、本稿の課題に即して注目される動きを検討したい。

具体的には、享和二年に北野社で実施された菅原道真九百年御忌である。何故この動きに注目するかという理由については第三節で述べることとし、まずは九百年御忌を検討する前提として、元禄十五年に実施された八百年御忌の実施過程を明らかにしたい。

曼殊院側で作成された八百年御忌に関する記録によると、元禄十三年二月九日に祠官から曼殊院に宛てて、「来ル午^(元禄十五年)年当社八百年御忌ニ付、如先例以旦縁諸方奉加仕度奉存候」との願書が出

されており、「法華經奉納」・「連歌」・「大々御神供」が奉加の理由として挙げられている。また、同時に宮仕や目代も同様の出願を行っている。その後、二月二十二日には、祠官以下の各自から、同内容を実施する旨の断りが京都町奉行所になされている。

御忌の実施される元禄十五年正月二十七日には、曼殊院から松梅院に「今度御忌会式於北野何事か執行候哉」との尋ねがなされ、松梅院からは次の返答がなされている。

一廿三日より廿五日まで神供獻上、法華奉納仕、連歌之義ハ
願主有次第興行仕候由申候、

妙藏院

玉松院

徳勝院

一朔日より廿五日まで毎日献神供、挑万燈候、連歌之儀者願

主有次第追々執行仕候由申候、

目代

宮仕

一朔日 十五日 廿五日 大々百味 宮仕中

一朔日より廿五日まで毎日大神樂御湯、願主有次第大々神樂をも執行仕候由申候、

右此度奉加を以執行仕候分、

一法事 舞日 祠官中

一同 一七ヶ日 〈自十九日／至廿五日〉 同断

右儀法錫杖或唄散華等執行仕候、以上、

午正月 松梅院

ここからは、北野社の構成員が御忌会式として神供獻上などを行う予定であることが分かる。そして、同記録によれば、二月一日から二十六日にかけて御忌が実施されている。

こうした実施過程から確認したいのは、御忌が、あくまで北野社内の構成員によつて実施されたということである。こうした点を踏まえるならば、御忌が北野社内で完結する神事という性格を持つっていたと評価できよう。しかし、享和二年の九百年御忌は、朝廷との関係において、その性格を大きく変える。節を改めて、その実施過程を追おう。

第二節 享和二年九百年御忌の実施過程

九百年御忌から遡る五年前の寛政十一年六月十六日、宮仕は曼殊院に「御忌奉加」の届を提出している。⁽⁴¹⁾これは、この時点で御忌の準備が開始されていたことを示すとともに、前節で見た八百年御忌の実施過程とも通じる動きである。だが、極めて注目されるのは、同年十一月六日に、曼殊院坊官が祠官・宮仕に申し渡した次のような内容である。⁽⁴²⁾

口演

來戌年^(享和二年)御神忌御法会之義、勅会之儀御沙汰被為在候様御寺務
宮御先代^ム御願望之御事ニ候得共、御少知ニ候得者御取扱難
被成候、然ル所近年外之様御支配下御遠忌之節勅会之御願相

濟候御様子ニ候、御下行之義武辺之難及御沙汰其一山^ム取賄
ニ相成候儀ニ候⁽¹⁾、北野宮本之儀者御修復ニ付、出来出金等
茂有之、外々寺門と者違難済之時節候得者難相調筋と者察入
候⁽²⁾、勅会御法会之義者不容易御事候得者一社中之輩勘弁之上、出精茂有之、何程者差出願度存寄ニも候ハヽ於御寺務其
余之儀御取扱茂可有之哉、内々拙者共^ム及示談候、一社中存
寄之程内々拙者共迄可申聞候事、

十一月

勅会御法事之時者

一寺務宮 御着座

一弁參向

一着座公卿二方

一山門僧正導師

一同衆僧十二口 或者十口歟

一樂人拾人

一堂童子、諸太夫兩人

一右之外地下役人參向も有之候哉、

於宮本取事、

一神供獻進之事

一神樂奏進之事

一祝詞師 神事奉行

一自余之祠官等出仕

(中略)

右

猶又両所口上を以、御社頭御修復ニ付、出金出米等差

(祠官・宮仕方)

出候時節ニ而難義之様者察入候得共、事品ニより借金致候而
も取扱候事も可有之候^③、五拾年一度之御遠忌、殊更勅会之
義者不容易義、神威も相増自然と御社も御繁榮候ハ、各方相
談ニも可相成儀候得者隨分出精仕、何程差出候旨拙者迄可被
申入候、(後略)

まず冒頭部分から、曼殊院坊官が「御寺務宮御先代より御願望之
御事」を理由として、「御神忌御法会」^④御忌を勅会する意向を示
していることが分かる。従来の御忌は、あくまで北野社内の神事
に過ぎなかつたのに対して、朝廷の関与を伴う勅会として開催す
ることが発議されているのであり、これ以後、勅会に関連する動
きが見られるようになる。

次に注目したいのは傍線部①である。ここで言及されている「御
下行之義」とは、引用史料に列挙されている「着座公卿二方」・「山
門僧正導師」・「樂人拾人」といった勅会に参加する関係者への礼
金などを指していると思われる。問題は、「近年外之様御支配下御
遠忌之節勅会之御願相済候御様子ニ候」とした上で、「武辺之難及
御沙汰其一山^④取賄ニ相成」とあることである。すなわち、勅会
が許可された他の寺院においては、この御下行が「其一山」で準
備されたという例に触ることで、曼殊院坊官は、御忌が勅会に

なった場合は、北野社が単独で御下行を負担せよと暗に命じてい
るのである。

そして、併せて注意したいのが傍線部②である。まず、ここに
見える「御修復」とは、本殿の遷宮費用の積み立てを意味してい
る。そのことは、寛政九年十二月に、約三十年周期で遷宮が実施
されることを想定し、祠官と宮仕の間で「正遷宮出金」が話題と
なり、祠官と宮仕の間で、修復費用の積み立て方法が議論されたこ
とから窺える。これを踏まえれば、傍線部②で言及される「難相
調筋」とは、修復費用の積み立てのために資金繰りが厳しい中で、
さらに御下行を負担することは難しい、と理解できよう。

こうした北野社が置かれた固有の事情に対して、曼殊院坊官は
理解を示しつつも、傍線部③にあるように「事品ニより借金致候
而も取扱候事も可有之」と強気な態度も見せており、祠官・宮仕
に対しても「各方相談ニも可相成儀候得者隨分出精仕、何程差出候
旨拙者迄可被申入」と命じたのであった。この曼殊院の姿勢に対
して、最終的に祠官・宮仕は「御下行」の負担を了承することに
なるのだが、その経緯は次節で述べるとして、勅会の発議がどう
なつたかを確認しておきたい。寛政十二年十一月二十日、曼殊院
坊官は、従来の正遷宮に勅使が参向してきたことを根拠として、
武家伝奏へ勅会を出願している。そして、同年十二月四日、曼殊
院坊官が祠官・宮仕を召し出して次のように伝達している。^⑤

(前略) 山本筑前守被出、今日御召之義者先日内々被仰示候
(曼殊院坊官)

来ル戌年二月御神忌勅会之義早速御願被仰出候所、無滯昨三日御世話人^(伊光・議泰)廣橋大納言江此方共被召寄、此度願之通勅許被仰出候、依而一社中へ早速被仰渡候間、一統難有承知可被致候、すなわち、「御世話人」の廣橋伊光を通じて、勅会勅許の旨が曼殊院坊官へ伝達され、それが北野社へ下達されているのである。この伝達経路は、前章で見た「御世話人」の構造から理解できるものである。そして、享和二年二月に至つて、勅使を始め樂人なども出仕する勅会として御忌が実施されたのであつた。⁽⁴⁶⁾

このように曼殊院坊官の発議が契機となり、九百年御忌は勅会として開催されるに至った訳であるが、勅会が決定される前後に於いて、北野社の構成員＝祠官・宮仕は勅会に対して興味深い反応を見せる。節を改めて詳しく検討しよう。

第三節 勅会に対する反応

さて、改めて当該勅会を分析する意図について説明しておきた。右に見てきたように九百年御忌は、初めて勅会として開催されたものであり、かつ曼殊院坊官の発議であつた点に鑑みれば、北野社にとつては、唐突に当事者として臨んだ、或いは臨まされた朝廷祭祀であつたといえよう。こうした事情から、当該勅会に対する北野社構成員の態度を分析することで、当該時期に彼らが朝廷に対して如何に自身を位置づけようとしていたかを端的に検討できると考える。以下では、三つの観点から考察を試みたい。

①御下行の負担問題

寛政十一年十一月六日、北野社単独で負担することが曼殊院坊官から命じられた御下行であつたが、同日中に行われた宮仕の寄合では、「勅会之御沙汰不容易義難有可奉存義候得共、當時御修復出金追々差出候時節故、過半之御下行米於一社中為割取賄之義、於宮仕中出来致兼候」との意見が出されており、「修復出金」との兼ね合いを理由として、宮仕が御下行米の負担に難色を示していることが分かる。また、翌七日には宮仕と松梅院が次のような相談を行つてゐる。

第三節 勅会に対する反応

一松梅院へ成就坊・菅條坊罷越、勅会下行出方之義及相談、
禪^(松梅院院主)不快忤禪泰面会云、當院ニおゐても夜前る種々相談勘弁致見候處、時節柄ニ而御修復さへ如何ニ存候處、又候勅会ニ付出来米差出候義一向難成候⁽¹⁾、衆^(宮仕衆中)中二者如何被思候哉之旨也、成就坊云、出金難之義共申之、同様同返答、
禪泰云、過半之下行入候義、山門僧并樂人等出役致候故之
事ニ候、右山門僧不參候而も御社法養ニ事欠不申候、御勅使御參向之義者難有候得共、山門僧出仕者不入物候、一向勸幣等転替申度、左候得者、下行も減候杯と申、勅会之義不好意内也⁽²⁾、成就坊云、祠官中とも御相談申□□ニ而御寺務所へ可及御返答間、尚勘弁可被成候旨申之、(後略)
まず傍線部①からは、宮仕同様に松梅院も、修復料の出金でさえ負担である状況下であり、勅会に関わる「出米」は「一向難成」として否定的な考えを示していることが分かる。また、傍線部②

では、山門僧の出仕をやめれば負担が軽減するのではないかとしつつ、勅会に対して「不好意」としており、松梅院が明確に勅会を忌避していることが指摘できる。

その後、十一月十日には祠官・宮仕とで合計十五石ならば負担可能であるとの旨が、祠官・宮仕から曼殊院に上申されるものの、翌十一日に妙藏院から宮仕が聞いた情報によれば、曼殊院はこの負担額に「甚以不宜」との態度を示している。この反応を受けてか、最終的に十一月十四日には、「一社中打寄再応熟談仕、出米之義御奉納物配当之例ニ准シ、四歩六歩之割を以祠官中る廿石、宮仕中る三拾石都合五十石出米可仕候」との口上書が祠官・宮仕から曼殊院に提出され、この負担額を曼殊院が了承することで事態は落着している。

このように祠官・宮仕は、御下行と修復料という二つの負担が重なるという経済的理由を根拠として、勅会に対して否定的な態度を示していたのであつた。また、これは、負担に関する相談を曼殊院から命じられた際に取られた行動であり、勅会が勅許として決定される以前において、勅会は「不好意」とすら認識されるものであった点を押さえておきたい。

②建札の文言をめぐる対応

次に勅会決定後の動きについて、境内に掲示された建札の文言をめぐる祠官・宮仕の動きに注目したい。寛政十二年十二月六日、宮仕は公務日誌に次のように書き留めている。

六日晴、一朝神前ニ而成就坊^(宮仕)より^(松梅院院主禪草息)泰江面談ニ、昨日

者御恐悦、然者右勅会之義、建札江書記度候、昨夕同役共

ノ御対談申入候通いかゝ御座候哉、禪泰云、昨夕罷帰候而

法^(松梅院院主禪章)印へも申入候而彼是勘弁致見申候所、是迄御忌之

義諸人共勅会之義と存居候所、此度新ニ書記候ハヽ帰テ浅間ニ相聞候、其上名聞ケ間敷も相見可申哉、書記不申、其

併ニ差置度候、(中略)成就坊答、勅会之義者此度初テ之義

書付諸人へ為知候義も御神威も相増候義と存候、(後略)

ここからは、宮仕が建札に「勅会」との文言を入れることを希望したのに対して、松梅院は、「浅間」・「名聞ケ間敷」として慎重な姿勢を見せていることが分かる。松梅院が反対した背景は史料上から明らかにできないが、注目すべきなのは、宮仕が「諸人へ為知候義も御神威も相増候」と主張するとともに、文言を書き加えることを曼殊院に出願していることから分かるように、宮仕がこの問題に固執している点である。

この背景を考える上では、宮仕の経済基盤が想起される。既に触れたように宮仕は番を組んで神前に詰めていたが、番を勤めた際の賛銭は宮仕が管理していた。⁽⁴⁹⁾これを踏まえると、「勅会」という文言を建札に加えることは、それを目にする「諸人」に対しても

けはできぬいため、断定は避けるが、少なくとも勅会決定後には、決定以前の経済的理由に起因する否定的な姿勢から一転して、宮仕は「神威」を増すものとして、勅会自体を積極的に社外へ打ち出していることに注目しておきたい。

③高辻胤長への出願

最後に、御忌を半年後に控えた時期に宮仕が見せた極めて注目される動きについて検討したい。享和元年八月晦日、宮仕は次のように公務日誌に書き留めている。⁽⁵⁰⁾

一高辻殿へ長生坊・俊乗坊参殿、川瀬図書面談云、先達而

御願申置候万句御発句御再足申上候、川瀬氏云、出来被遊

候御請書之上是る可申入旨也、扱又兩人云、戊^(享和二年)年御祭忌

勅会被仰出難有御儀奉存候、依之上七社之内へ被加、上八

社与奉願度候、左候得者御社御威光增長被有、御当家様ニ

も御同様之御儀乍恐難有可被存候⁽¹⁾、(中略)何卒御当家様

御頭取被遊御同連様御相談被成下候様奉願候⁽²⁾、尤一社中

御神忌勅会出来米等被仰付候折柄一同困窮仕罷有候へ者、御

物入等差出候儀出来不申候得者、御所様る被仰出候様之御

取斗相成候、一社中之銘々乍恐難有可奉存候、此義私共御

内意承知仕可然義ニ御座候へ、一社中へ申談一同御願申上

度候旨申之、川瀬氏云、成程御尤奉存、今日者御家来御座

候、御出之趣委細可申上置候、(後略)

すなわち、高辻胤長を訪れた宮仕は、傍線部①にあるように、

御忌が勅会として開催されることを理由として、北野社を「上七社」へ加え「上八社」としたい、そうすれば北野社の「御威光増長」となり、「御当家」＝高辻家においても同様の結果になる、との旨を高辻に願い出ているのである。また、傍線部②からは、高辻家が「御頭取」をして、「御同連様」＝菅原氏の諸家と相談をしてほしいと願われていることも分かる。このように宮仕は、初めて勅会となつたことを恰好の機会と捉え、二十二社中における上七社・中七社・下八社という格式のうち、下八社に属する北野社を上七社の一部としてもらうよう、高辻に依頼しているのである。ひとまずその後の展開を追えば、約二ヶ月後の同年十一月八日にも、次に掲げる史料に見えるように宮仕は高辻を訪れている。

一高辻殿江参、川瀬図書面談、至城坊云、此間同役共参

殿御内々貴卿様迄申入候、当社此度勅会被仰出難有御儀、

右結構成御時節柄今般御社上七社江被差加候様、此義私共

御寺務宮江相願候ハヽ、下地勅会出来仕候上、又候過分之

物入出来仕候而者、宮本之者共一統難渋罷有候、依之御當

家様并御同烈様御申被為合御奏聞被為有候様、大納言様へ

御手前様る御申上被下度候、左候得者宮本者勿論御当家様

方御祖廟之御社故、尚更之御儀奉存候旨申之、川瀬云、御

尤千万其儀申上候様當時旦那氏長者ニ御座候得共、最早前

大納言之事故、頭取御申出之儀難被成候、殊更容易不成御

義迎茂、此度者出来申たる様被仰候間、左様御心得、重而

折も御座候ハ、御取持被遊候様被仰候旨也、至城坊云、私
迫茂容易不成義ハ存罷有候得共、兼而之願意御殿江成共、
御咄可申上罷有候ニ付、不得止事御内々御窺申上候、乍恐
私共願意之趣御上ニも御含被為有宜御時節も御座候ハ、御
取斗可奉願旨申之、川瀬氏承諾、拙者共々も含可申上候旨
也、

「下地勅会出来」の意味が不分明であるが、傍線部からは、「御寺務宮(曼殊院)

江相願」つた場合、「過分之物入」となり迷惑であるため、「御當

家様并御同烈様」＝菅原氏による「御奏聞」を官仕が期待していることを指摘できよう。また注目されるのは、上七社への「差加」が成就すれば、「宮本者勿論御当家様方御祖廟之御社故、尚更之御儀」とする論理が使われていることである。すなわち、北野社は菅原氏の「御祖廟之御社」であるとして、官仕は高辻家に取り成しを依頼しているのであり、第一章第三節で見た北野社と菅原氏の関係性がここで援用されていると考えられる。また、菅原氏に期待されたのが「御奏聞」であったことが示しているように、上七社への「差加」は、勅裁を仰ぐべき事柄であったと思われ、かかる出願が菅原氏になされたのは、北野社と朝廷との媒介者としての機能を期待されたためであろう。

さて、右の出願の動きであるが、その後、官仕の記録には関連記事が見えず、ここでは立ち消えた可能性を指摘しておきたい。そもそも、二十二社制度は中世以来のものであり、上七社・中七

社・下八社という格式もまた、容易に変更できるものでないことは明らかであろう。その点を踏まえれば、官仕の出願は、恐らくは表立った出願にすら至らなかつた法外な願望であつたといえる。とはいへ、この出願は、勅会という点を明確に利用したものとして理解可能な動きであることを押さえておきたい。このように官仕は、御忌の開催が迫る中で、北野社の格式を上昇させるために、勅会されることを利用したのである。

おわりに

本稿では、北野社を素材として、二十二社が如何に朝廷との関係の中で自身を位置づけようとしていたかを論じてきた。ここでは、課題に即しながら、論点ごとに分析結果を整理するとともに展望を示したい。

第一に北野社と朝廷の媒介者について。北野社では、①伝奏としての曼殊院、及びそれを実務面で補助する「御世話人」・「御肝煎」、②菅原氏、という二者が媒介者として存在していた。①については、北野社正遷宮の日時伝達や内部組織構成員の官位執奏などの局面で、曼殊院は北野社の伝奏として存在していたが、「御世話人」・「御肝煎」という門主＝宮に付けられた公家が、北野社に関する新規・重要事案を指示しつつ、朝廷向きの事柄にも関与していた。②については、菅原氏は、北野社の祭神との関係から、非伝奏でありながら北野社に関与し、曼殊院とは異なる立場から北野社と朝廷の回路として存在していた。

また、第三章で検討した九百年御忌においては、「御世話人」である広橋伊光が勅会決定の旨を曼殊院に伝達しており、端的に示す史料はないものの、新規の事項であった以上、広橋が勅許に至るまでの朝廷との相談や内々交渉を行つたと考えられる。一方、菅原氏については、北野社が「祖廟」であるとの位置付けを理由に、宮仕は菅原氏に格式向上の取り成しを期待していた。

第二に九百年御忌における北野社構成員の動きについて。当初、経済的圧迫を齎すものとして祠官・宮仕は勅会を忌避していた。しかし、経済的負担の問題が落着し、開催に向けて事態が動き出すと態度は一変する。すなわち、宮仕は、「神威」を増すものとして勅会を認識し、建札に勅会という文言を加えることで対外的に勅会を打ちだそうとし、さらには、勅会としての開催を上七社へ北野社を昇格させる契機とみなすに至つたのである。このように北野社の構成員は、勅会を警戒した一方で、利用もしたのであつた。背後に朝廷が存在する勅会に対して、右のように二十二社の構成員がその態度の如実に変化させていた点は、二十二社と朝廷の関係が不变的なものではなく、神社構成員の状況・願望に即して変化しうるものであつたことを示していると考える。

そして、北野社を上七社へ昇格させようとした宮仕の志向性についても触れておきたい。「はじめに」で述べたように、従来の研究においては、祈祷の対象や非藏人といった面で上七社に注目が集まつており、そこから導き出された実態としての上七社の重視

は、幕藩体制下で制度化された二十二社の特質であるといえよう。しかし、現実離れたものであつたとはいえ、宮仕の出願は、同時代の一十二社の構成員が二十二社内の格式を認識していたことを示している点に注意する必要がある。というのも、二十二社という枠組みが近世において意味を持ちつつ、さらにその中にある上七社・中七社・下八社という格式が神社構成員によって意識されていたことが分かるからである。ここでは、制度面で目立つ上七社の動向とともに、二十二社自体をかかる枠組みや格式から捉えることの重要性を提起しておきたい。⁽⁵²⁾

最後に展望と今後の課題として、二十二社内の格式を向上させるための根拠が勅会であつた点に言及しておく。そもそも二十二社は、朝廷との関係が深い点にその通時代的な特徴を見出すことができるが、宮仕の出願とその論理は、二十二社であつても、自身と朝廷との関係自体が論点となりえたことを示唆している。ここでから指摘したいのは、朝廷との深い関係性を自明視するのではなく、あくまで二十二社を朝廷との関係の中で対象化する必要があるのではないかということであり、この点において、近世中後期における天皇・朝廷権威の浮上という問題を検討する素材に二十二社はなりえると考える。こうした観角を持ちつつ、多様な局面において北野社が打ち出す朝廷との関係を踏まえ、嘉永五年の九百五十年御忌や慶応二年に再興される北野祭を検討することが今後の課題である。

- (1) 高埜利彦「江戸幕府と寺社」『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会、一九八九年、初出一九八五年)。
- (2) 代表的なものとして、井上智勝『近世の神社と朝廷権威』(吉川弘文館、二〇〇七年)などがある。
- (3) 間瀬久美子「神社と天皇」(永原慶二編『講座・前近代の天皇三 天皇と社会諸集団』青木書店、一九九三年)。
- (4) 高埜利彦「江戸時代の神社制度」(『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、二〇一四年、初出一〇〇三年)。
- (5) 井上智勝「社家(神社世界)の身分」(堀新・深谷克己編『江戸の人と身分三 権威と上昇願望』吉川弘文館、二〇一〇年)。
- (6) 井上智勝「近世日本の国家祭祀」(『歴史評論』七四三、二〇一二年)。
- (7) 前掲註(4)高埜論文、二一五頁。
- (8) 北野神社社務所編『北野誌』(國學院大學出版部、一九〇九年)、藤井讓治『北野天満宮の歴史』(京都国立博物館編『北野天満宮神宝展』東京新聞社、二〇〇一年)。
- (9) 「京都御役所向大概覚書」(『京都御役所向大概覚書』上巻、清文堂出版、一九七三年)。
- (10) 以下、曼殊院とは、門主を頂点として坊官・諸大夫が主要な構成員を成す寺院組織を意味するものとし、構成員を区別する場合は、曼殊院門主・曼殊院坊官などと表記する。
- (11) 前掲註(8)藤井論文、九〇一〇頁。
- (12) 「従寺社御奉行所就御尋差出候社格書写」(「光乘坊文書」、東京大学史料編纂所所蔵)。
- (13) 北野天満宮史料刊行会編『遷宮記録』(以下、『遷宮記録』)一卷、一七七頁、寛文九年正月二十四日条。
- (14) 元禄度は『遷宮記録』一卷、三七〇頁、元禄十四年二月二日条。元文度は『遷宮記録』二卷、九四〇九五頁、元文二年閏十一月十八日条。明和度は『遷宮記録』二卷、四四五〇四四六頁、明和七年九月十三日条。
- (15) 安永二年分「巳年北野日記仮附」(北野天満宮所蔵)。以下、本節では特に断らない限り、史料引用や史料に基づく記述の出典は、同日記の当該日条による。
- また、以下では、北野天満宮に所蔵される原本史料に関しては、北野天満宮史料刊行会編『北野天満宮史料目録』(北野天満宮、一九八五年)に掲載された史料名と整理番号を記すこととする。この出典の表記の際に限っては、北野社ではなく北野天満宮と表記することとする。右に引用した史料の整理番号は目代一二九である。なお、曼珠院が執奏権を獲得する経緯については検討の余地があり、稿を改めて論じることとしたい。
- (16) 「巳年北野日記仮附」(北野天満宮所蔵、目代一三〇)、安永二年十二月十二日条。なお、以下では、本文中の【】はミ

セケチを表す。

(27) 『系図纂要』に拠った。

(17) 山口和夫「職人受領の近世的展開」(『日本歴史』五〇五、

一九九〇年)。

(18) 高埜利彦「近世の僧位僧官」(前掲註(1)高埜著書、初出一九八〇年)。

(19) 「巳年北野日記仮附」(北野天満宮所蔵、目代一三〇)、安永二年十二月十九日条。

(20) 「巳年北野日記仮附」(北野天満宮所蔵、目代一三〇)、安永二年十二月十六・十七日条。

(21) 「靈元院奉納硯文台記録」(北野天満宮所蔵、目代八九)。

(22) 北野天満宮史料刊行会編『宮仕記録』続五、九五頁、正徳四年十一月十五日条。

(23) 北野天満宮史料刊行会編『宮仕記録』続一、三〇三頁、元禄五年十二月二日条。

(24) 『遷宮記録』二巻、一八一頁。なお、以下では、◇は割註を、／は改行を示す。

(25) 村和明「仙洞御所機構の確立と靈元院」(『近世の朝廷制度と朝幕関係』東京大学出版会、二〇一三年、初出二〇〇八年)、一二六頁。

(26) 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料』廣橋兼胤公武御用日記。以下、本節では特に断らない限り、史料引用や史料に基づく記述の出典は、同日記の当該日条による。

(28) 村和明「皇嗣付の職制と天皇・上皇」(前掲註(25)村著書、初出二〇一〇年)、一五〇頁。

(29) 以下では、曼殊院門主である宮の経歷に言及するが、出典は『系図纂要』に拠った。

(30) 安永改元は明和九年十一月十六日であるが、便宜上、以下では、明和九年を安永元年と表記した。

(31) 「兼胤記」(東京大学史料編纂所贈写本)、安永元年八月二十七日条。

(32) 行論の都合上、本文では平松に重点を置くが、方宮と広橋兼胤の関係について補足を行つておきたい。管見で両者の関係が窺える最初の動きは、次に引用する方宮の曼殊院相続の決定段階である(『兼胤記』(東京大学史料編纂所贈写本)、宝曆十三年二月十日条)。

一閑院宮末子方宮去年曼殊院相続被仰出ニ付、御養子已前ハ御世話・御肝煎不被仰付候、〔閑院宮典仁親王・方宮又近衛内前〕帥宮より御頼ニ候ハヽ、申御請可致御世話之御沙汰候段、以大乳人長橋より被申出、申御請了、ヘ殿下ヘ申入入、帥宮江も申入了)

ここからは、①方宮が曼殊院を相続することになったが、御養子となる以前は「御世話・御肝煎」が付けられない、②方宮の父である帥宮から依頼されれば、広橋が「御世話」を

する、③広橋兼胤が「御世話」を了承した、といったことが分かり、この段階から広橋が「御世話」となったと考えられる。なお、本文では、御養子となる以前でも「御世話」は付きうるとしたが、①では「御世話」も御養子以前は付けられないとしている。とはいっても、方宮の父からの依頼によつて、最終的には「御世話」として広橋が付けられており、その点では、本文で言及した原則と矛盾しないと考える。

その後、注目されるのは、次に引用する方宮の親王宣下が行われる安永元年十月の動きである（同前、安永元年十月二十二・二十五日条）。

十月廿二日、（中略）

一方宮親王宣下來月廿七日巳刻被仰出可申入之由、久我
（信通・議奏）
大納言被申渡、召万里小路大進申渡、方宮へ申入、
輪王寺宮へも可申入之段申渡了、（中略）

十月廿五日、

一巳刻參内、

一橋本中納言被示、方宮御肝煎更被仰付、可存知候由
（実理・議奏）
也、申御請了、（後略）

これによれば、十月二十七日に親王宣下が行われるに当たり、広橋兼胤が「方宮御肝煎更被仰付」ていることが分かる。問題は「更」の解釈である。素直に読めば、広橋が「御肝煎」を更（さら）に命じられるとなり、一見してこれ以前から広

橋が「御肝煎」であり、今回改めて「御肝煎」を命じられたとなる。とはいっても、既に見てきたように、御養子となることが「御肝煎」が付けられる重要な画期であることは確かであり、親王宣下と同時に御養子となつた方宮に、これ以前から「御肝煎」が付けられていた可能性はやや想定しづらい。ここでは明確な答えは用意できず、詳細な検討は今後の課題としたいが、輪王寺宮附弟となるという特殊な事情や、これ以前に「御肝煎」就任の話があつた上で十月二十五日に改めて命じられたといった事情が想定されることを指摘しておきたい。

(33) 第一章第二節で指摘したように、曼殊院坊官が祠官の僧官再興に関わって平松時行を訪れるのは安永元年七月二十五日である。これに対して、平松が「兩御所之思召」を伝達するよう広橋兼胤から命じられるのは本文で触れたように同年八月二十七日であり、同日を平松が「御世話」へ就任した日付であると解釈するならば、前後関係に違和感が残る。より詳細な検討は今後の課題としたいが、そもそも平松が広橋から自身の後任として任命される背景には、平松と曼殊院との間に一定の関係が從来から存在していたことがあると思われ、「御世話」への就任の日付と曼殊院坊官による相談が前後したとしても、それほど不自然ではないと思われる。

(34) 「目代々日記」（北野天満宮所蔵、目代一六一）、表紙裏（享

和四年分日記)。

(35) なお、他の宮・親王や門跡を対象として広範な事例の検討をするものの、「御世話人」が宮に付けられるのではなく、

むしろ門跡寺院自体に付けられる段階があつた可能性を指摘しておきたい。

(36) 『遷宮記録』二巻、七六〇~七七頁(元文二年閏十一月六日条・八〇〇~八一頁(元文二年閏十一月十日条)。

(37) 『遷宮記録』二巻、一〇一頁、元文二年閏十一月十九日条。

(38) 「目代仮日記」(北野天満宮所蔵、目代一二三九)、寛政八年十月二十一日条。

(39) 「御肝煎」と門跡の関係については、田中潤氏と西村慎太郎氏による言及がある。田中氏は、妙法院を素材として門跡に

出入りする人びとを検討する中で、享保期に門主=宮に付けられた「肝煎」に言及しており、妙法院の院家・坊官・近習

以下に対する条目が肝煎連署で定められていることを明らかにしている(「門跡に出入りの人びと」(高埜利彦編『身分的

周縁と近世社会八 朝廷をとりまく人びと』吉川弘文館、二〇〇七年)、一一二頁)。西村氏は、非藏人が担つた門跡の「御

用」や「御肝煎」の実態を、梶井門跡を事例として考察して

おり、非藏人の肝煎の役割を、梶井門跡諸大夫と相談しつつ

「門跡運営を進める」ことなどであつたとしている(「近世

非藏人の門跡肝煎—靈元院政期の梶井門跡を事例に」)。

本歴史』七五六、二〇一一年)、九九頁)。

両氏は、門跡に対する「御肝煎」の関与の実態を明らかにしており、近世における宮・親王や門跡の研究を進める上で示唆的な事例を提示しているが、本稿では、門跡としての曼殊院と「御世話人」・「御肝煎」の関係を踏まえた上で、曼殊院が伝奏を務める北野社と「御世話人」・「御肝煎」の関係を論点にした点を指摘しておきたい。

(40) 「天満宮八百年御忌記録」(北野天満宮所蔵、目代七九)。以下、本節では特に断らない限り、史料引用や史料に基づく記述の出典は、同記録の当該日条による。

(41) 「日記」(北野天満宮所蔵、宮仕二三四)、寛政十一年六月十七日条。

(42) 「日記」(北野天満宮所蔵、宮仕二三五)、寛政十二年十一月六日条。以下、本節と次節では特に断らない限り、史料引用や史料に基づく記述の出典は、同日記の当該日条による。

(43) ここでの「外之様御支配下御遠忌」が具体的に何を指すのかを確定することは難しいが、一例として、寛政十一年三月七日の役小角千百年遠忌がある(藤井讓治・吉岡眞之監修・

解説『光格天皇実録』二巻、ゆまに書房、二〇〇六年、一〇八一頁)。すなわち、同日には、箕面山において勅会が行われており、事前に勅使が聖護院に遣わされていることから、聖護院が何らかの形で関与していると考えられ、これを指す

可能性もあるが、指摘するに留めたい。

(44) 「日記」（北野天満宮所蔵、宮仕二三二三）、寛政十年正月七日条など。

(45) 「日記」（北野天満宮所蔵、宮仕二三二六）、寛政十二年十二月四日条。

(46) 「日記」（北野天満宮所蔵、宮仕二二一八）。なお、当該記録は二月分だけであり、全て勅会に関する記述から成る。

(47) 前掲註(43)で指摘したように寛政十一年には役小角千百回忌が勅会として開催されるが、北野社での九百年御忌が準備・実施される前後には、これ以外にも勅会となる忌日法会が散見する。管見では、鍛治宏介氏が検討した文化二年（一八〇五）の桓武天皇千回忌（江戸時代中後期天皇追悼儀礼の展開－延暦寺における桓武天皇遠忌法会を事例に－）『仏敎史学研究』五〇巻二号、二〇〇七年）と、岸泰子氏が検討した文化二年の鳥羽法皇六百五十回忌御忘法会（『近世安樂寿院の鳥羽法皇御遠忌法会』（鳥羽安樂寿院を中心とした院政期京文化に関する多面的・総合的研究）（科学敎研究費補助金研究成果報告書）、研究代表上島享、二〇〇七年、後に『近世の禁裏と都市空間』（思文閣出版、二〇一四年）に再録）であり、いずれも新規に勅会となつたか、或いは勅会として再興されたものである。

右で見たように当該時期に寺社での勅会開催が多く実施さ

れた背景には、鍛治氏が触れるように、十九世紀以降に見られる「光格天皇を中心として朝廷祭祀・儀礼や神事の再興を図る復古路線」（鍛治論文、六四頁）の台頭があると思われ、北野社での九百年御忌もこの一連の動きに位置づけられると思われる。こうした点に鑑みれば、九百年御忌を検討する上で朝廷側の動向を組み込むことが必要であるが、ここで論じる用意はなく、今後の課題としたい。

(48) 宮仕が曼殊院に文言の件を出願していることは、曼殊院からの沙汰が書かれている次の史料から分かる（「日記」（北野天満宮所蔵、宮仕二三二六）、寛政十二年十二月二十一日条）。

一菅條坊^{（官）}・梅林坊^{（官）}御玄閔ニ而相待居候、（中略）

千種中務卿^{（官）}・山本筑前守被出、云、先日勅会之被仰

出候所、建札仕度段願書被申上、松梅院^{（官）}者建札之義無用ニ仕度段申上候、此義双方言上之趣及御沙汰所、

松梅院申分不相当、宮仕中^{（官）}願之趣尤ニ思召候、依之此度御殿之思召を以建札難形之通被仰付候間、其上相

心得可申候旨被仰渡候、（中略）

一勅会御神忌之義、神威御增長之義故、建札へも相記申度奉存、松梅院へも及内談候處、無用ニ致度旨ニ而、於宮仕共ニ者何卒書記申度奉存候旨願書差出候、松梅院^{（官）}も存寄書差出、双方及御沙汰候、松梅院存寄不相當御沙汰候、建札之義者從寺務宮被仰付候間、御案文

之通相建候様取斗可申候、右之通被仰渡候、

十一月廿一日 千種中務卿

山本筑前守

宮仕中 年預

評議

(49) 前掲註 (8) 藤井論文、一〇頁。

(50) 「日記」(北野天満宮所蔵、宮仕二三二六)、享和元年八月晦日

条。

(51) 「日記」(北野天満宮所蔵、宮仕二三二六)、享和元年十一月八

日条。

(52) 岸泰子氏は、文化二年の安楽寿院における鳥羽法皇六百五

十回御忌法会が勅会として再興された際、安楽寿院から出願

された法会に出仕する僧侶の僧位授与や勅使の参向に關して

次のように述べている(前掲註 (47) 岸論文、一六六頁)。

勅願所とはいえ門跡寺院等と比べ規模の小さい当院(筆者註、安楽寿院)にとって、勅使の参向や勅会に必要とされた僧位の授与といった願い出は、寺院儀式の再興だけでなく寺格の維持もしくは向上を図るためにも必要であったのではないかと考えられる。

勅会に伴う安楽寿院の出願が「寺格の維持もしくは向上」に関わるという岸氏の指摘は、本稿で検討した「上八社」昇格の問題と通じるものであり、示唆的である。本稿では、こ

うした指摘に学びつつも、二十二社という枠組みやその内部の格式を論点として強調しておきたい。

(53) 藤田覚「寛政期の朝廷と幕府」(『近世政治史と天皇』吉川弘文館、一九九九年、初出一九八九年)。

〔付記〕本稿は、大会での報告と当日の質疑応答を踏まえて原稿化したものである。大会で貴重なご意見を賜った皆様に感謝申し上げる。また、北野天満宮所蔵の原本史料を閲覧するに当たっては、北野天満宮と北野天満宮史料刊行会の皆様のご高配を賜った。記して感謝申し上げる。なお、本稿は日本学術振興会平成二五〇二六年度科学硏究費補助金(特別研究員奨励費)による成果の一部である。

(京都大学大学院博士後期課程)

